

(一財)愛知県建築住宅センター次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

平成24年8月1日策 定
平成25年4月1日一部改正
平成29年8月1日一部改正
令和 4年8月1日一部改正

当センター職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境を整備し、働き方の見直しを行っていきます。

1.計画期間

令和4年8月1日から令和9年7月31日までの5年間とします。

2.内容

(1)産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供

【対策】

妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談しやすい環境づくりに努め、様々な制度の周知及び法改正等の情報提供を行う。

(2)子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

【対策】

勤務時間の短縮、時間外労働の制限等の職員が利用できる子育て支援に関する各制度を職員に周知することで、利用促進を図る。

具体例

当センター育児・介護休業規程

第11条 (育児・介護のための時間外労働の制限)

第12条 (育児・介護のための深夜業の制限)

第13条 (育児短時間勤務)

(3)年次有給休暇の取得促進の実施

【対策】

各所属長は、所属職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、休暇を取得しやすい環境づくりに努めることで、取得促進を図る。